

横浜市都市計画審議会市民委員を募集します

～市民参加のまちづくりに向けて～

横浜市都市計画審議会*において、市民の皆様の御意見も踏まえた、より幅広い審議を行うため、市民委員を2人募集します。

※横浜市都市計画審議会は、横浜市が定める都市計画を調査・審議するために設置された都市計画法に基づく審議会で、委員は「学識経験のある者」「横浜市会議員」「横浜市の住民」で構成されています。

<募集概要>

1 応募条件

次の項目全てに該当する方

- (1) 横浜市にお住まいの方
- (2) 令和6年4月1日現在で満18歳以上の方
- (3) これまでに、「まちづくり*」に携わった経験のある方
- (4) 原則、全ての審議会に出席できる方
- (5) これまでに、横浜市都市計画審議会委員の経験がない方

※例えば、市街地開発事業、地区計画、建築協定、地域のまちづくりなど。
(これらの事例以外の「まちづくり」でも応募できます。)

2 募集人数

2人

3 任期

任命日から2年間 ※任命日は令和6年11月頃を予定しています。

4 応募方法

応募用紙*に住所、氏名及びまちづくりに携わった経歴並びに応募理由又は横浜市の都市計画で関心のある事項を記入し、事務局あてに郵送又は持参でご応募いただくか、横浜市電子申請システムでご応募ください。(FAX、Eメール不可)

(持参の場合は、土・日・祝日を除く開庁時間内のみ受付。郵送の場合は、7月31日(水)午後5時15分必着)

詳細については、横浜市ホームページをご覧ください。

※応募用紙(募集に関するリーフレット)配布場所

市庁舎3階市民情報センター、各区役所区政推進課、行政サービスコーナー、図書館、地区センター ほか

5 応募期間

令和6年7月1日(月)から令和6年7月31日(水)まで

6 選考方法

応募の際に記載していただいた、まちづくりに携わった経歴並びに応募理由又は横浜市都市計画で関心のある事項を参考に、横浜市都市計画審議会市民委員選考小委員会(現在の横浜市都市計画審議会委員3人で構成)で検討し、決定します。

選考結果は、10月中旬までに応募者全員に通知します。

7 その他

審議会は、年4～5回の開催を予定しています。(平日の昼間2～3時間程度)

報酬は、1回の出席につき2万円(所得税等及び交通費相当分を含む。)です。

報酬支払等のため、個人番号(マイナンバー)を提供していただくことがあります。

8 応募用紙送付先・お問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

横浜市都市計画審議会委員選考小委員会事務局(建築局都市計画課内)

TEL 045(671)2657

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/oshirase/osirase.html>

◆◇◆過去の応募状況◆◇◆

平成30年度	令和2年度	令和4年度
23人	25人	19人



お問合せ先

建築局都市計画課長 廣澤 美津江 TEL 045-671-2663



料金受取人私郵便
 横浜港局 認
 承 1187
 差出有効期限
 令和6年7月
 31日まで
 切手不要

231-8790
 005

(受取人)
 横浜市建築局都市計画課
 横浜市都市計画審議会市民委員
 選考小委員会事務局

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階



行

横浜市

都市計画審議会 市民委員 募集

市民参加のまちづくりに向けて



横浜市 都市計画審議会とは

横浜市が定める都市計画を調査・審議するために設置された都市計画法に基づく審議会で、委員は「学識経験のある者」「横浜市会議員」「横浜市の住民」で構成され、総数は25人です。



横浜市が定める 都市計画の内容は

都市計画で定めるのは、用途地域や特別緑地保全地区等の地域地区、道路や都市高速鉄道、公園、下水道等の都市施設、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業、地区計画等があります。

市民力と創造力により 新しい「横浜らしさ」を 生み出す都市を目指して

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためのまちづくりの基本となるもので、都市計画審議会が多角的な見地から調査・審議を行い、その決定や変更をしています。

横浜市では、都市計画審議会において市民の皆様の見点からのご意見も踏まえた、より幅広い審議を行うため、市民委員を募集します。

